１　公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

（１）北部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、評価した結果、大阪高槻京都線の一部区間の幅員の廃止、茨木寝屋川線の一部区間の廃止及び車線数の変更を行う。併せて、京都神戸線及び上郡佐保線の変更を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
茨木市	３・４・211－９号 大阪高槻京都線	茨木市西駅前町及び中穂積一丁目地内	一部区間の幅員の変更
	３・４・211-10 号 茨木寝屋川線	茨木市耳原一丁目、耳原二丁目、上野町、上郡一丁目及び上郡二丁目地内	一部区間の廃止及び車線数の変更
	３・４・211-８号 京都神戸線	茨木市上郡二丁目及び郡四丁目地内	一部区域の廃止
	３・４・211-29 号 上郡佐保線	茨木市上郡二丁目地内	延長の変更

（２）東部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、評価した結果、国分道明寺線、上市今町線、山の井高井田線及び国分羽曳野線の一部区間を廃止し、安堂線及び大正北条線の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
柏原市	３・４・221－７号 国分道明寺線	柏原市片山町及び石川町地内	一部区間の廃止
	３・４・221－８号 上市今町線	柏原市大正一丁目、上市一丁目、古町一丁目及び古町二丁目地内	一部区間の廃止
	３・５・221－12 号 山の井高井田線	柏原市太平寺一丁目、太平寺二丁目、安堂町及び高井田地内	一部区間の廃止
	３・５・221－13 号 国分羽曳野線	柏原市国分西二丁目、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目及び円明町地内	一部区間の廃止
	３・５・221－19 号 安堂線	柏原市太平寺一丁目、安堂町、上市二丁目及び上市三丁目地内	廃止
	３・５・221－20 号 大正北条線	柏原市大正一丁目、大正二丁目及び古町三丁目地内	廃止

（３）東部大阪都市計画緑地の変更

深北緑地について、都市計画道路門真河北線の見直しに伴い、道路廃止部分の区域を追加し、施設計画を変更するものである。

対象市名	緑地名	変更区域	変更内容
寝屋川市	０－２号 深北緑地	寝屋川市河北中町地内	一部区域の追加

（４）東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更

石川河川公園の一部区域について、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」（平成 24 年 3 月策定）に基づき、公園緑地としての必要性を評価した結果、本案のとおり都市計画の廃止を行うものである。

対象市名	緑地名	変更区域	変更内容
富田林市	０－１号 石川河川公園	富田林市甲田三丁目及び錦織東一丁目地内	一部区域の廃止

（５）南部大阪都市計画道路の変更

ア　「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、評価した結果、大阪岸和田泉南線及び中小路岡田樽井線を廃止するものである。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
泉南市	３・３・228－２号 大阪岸和田泉南線	泉南市兎田、新家、信達大苗代、北野二丁目、中小路一丁目及び中小路二丁目地内	廃止
	３・５・228－５号 中小路岡田樽井線	泉南市岡田一丁目、岡田二丁目、岡田五丁目、中小路一丁目、樽井七丁目及び樽井八丁目地内	廃止

イ　「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、評価した結果、鳥取自然田線の一部区間を廃止するものである。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
阪南市	３・６・232－４号 鳥取自然田線	阪南市石田、鳥取、鳥取中及び黒田地内	一部区間の廃止

２　公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

（１）掲示場所

市役所	府庁
茨木市都市整備部都市政策課 柏原市まちづくりデザイン部都市計画課 寝屋川市まち政策部都市計画室 富田林市まちづくり政策部まちづくり推進課 泉南市都市整備部都市計画課 阪南市事業部都市整備課	都市整備部総合計画課

（２）掲示期間

ア　「北部大阪都市計画道路の変更」、「東部大阪都市計画道路の変更」及び「東部大阪都市計画緑地の変更」

平成２５年９月３日（火）から９月１７日（火）まで

イ　「東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更」及び「南部大阪都市計画道路の変更」

平成２５年９月１０日（火）から９月２４日（火）まで